

水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織の課税の
取扱いに関するQ & A

共通

- (問1) 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織は構成員 ----- 1
が任意に組成する組織ですが、課税上、どのように取り扱われま
すか。
- (問2) 集落営農組織が「任意組合」に該当する場合と「人格のない社団 ----- 1
等」に該当する場合とでは、課税上どのような違いがありますか。
- (問3) どのような集落営農組織が「人格のない社団等」に該当し、どの ----- 2
ような集落営農組織が「任意組合」に該当しますか。また、それぞ
れの規約の作成上、留意すべき点がありますか。
- (問4) 集落営農組織が「人格のない社団等」と「任意組合」のいずれに ----- 3
該当するかによって、農作業機械に係る利用料の徴収に関して会計
処理や課税関係が異なるのでしょうか。
- (問5) 「任意組合」と「人格のない社団等」において控除できる経費に ----- 3
違いがありますか。
- (問6) 「任意組合」に該当していた集落営農組織が、「人格のない社団 ----- 4
等」に該当することとなった場合の税務関係の留意点は何ですか。
また、「人格のない社団等」に該当していた集落営農組織が、
「任意組合」に該当することとなった場合の税務関係の留意点は何
ですか。

人格のない社団等関係

- (問7) 「人格のない社団等」は、会社などの法人と同様の課税関係と聞 ----- 5
いていますが、その法的な根拠は何ですか。
- (問8) 「人格のない社団等」に該当する集落営農組織で想定される収益 ----- 5
事業はどのようなものがありますか。

任意組合関係

- (問9)「任意組合」に該当する集落営農組織が、交付金を受け取った場合の利益の分配はどのようにすればよいでしょうか。----- 6
- (問10)「任意組合」に該当する集落営農組織が、JAに対して支払ったJA出資金やJAから支払を受けたJA事業利用配当の取扱いはどのようにすればよいでしょうか。----- 6
- (問11) 集落営農組織が「任意組合」に該当する場合、各組合員たる個人に対して出役に対応した「賃金」を支払うことができますか。----- 7
- (問12)「任意組合」に該当する集落営農組織の事業年度が、例えば、平成20年3月から平成21年2月までの期間であり、総会を平成21年3月中旬に開催した場合、組合員たる個人に対する利益等の分配通知が農業者の確定申告時期に間に合いません。この場合、どのように対応すれば良いのでしょうか。----- 7
- (問13) 集落営農組織の預金口座に一定の運営資金を確保しておきたいのですが、「任意組合」に該当する集落営農組織は、組織の利益等のすべてを組合員たる個人に現金で分配する必要があるのでしょうか。----- 8
- (問14)「任意組合」に該当する集落営農組織の組合員たる個人が組織から受け取るもののうち、事業所得又は雑所得に該当するのは具体的にどのようなものですか。また、集落営農組織が解散する場合はどうなりますか。----- 8
- (問15)「任意組合」に該当する集落営農組織が、消費者等に対する直接販売を実施した場合、また、集落営農組織の組合員以外の農家から農作業の受託をした場合の課税関係はどうなりますか。----- 9

その他

- (問16) 当集落営農は法人化して農事組合法人として運営しています。水田・畑作経営所得安定対策の「過去の生産実績に基づく交付金」(固定払交付金)を受領したことにより生じた剰余金の分配は、従事分量配当として扱い、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入してもよいですか。-----10

(共通)

(問 1) 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織は構成員が任意に組成する組織ですが、課税上、どのように取り扱われますか。

(答)

- 1 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織は、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織とされており、農業生産法人のように法人格を有するものではありません。
- 2 このような組織である集落営農組織は、その運営実態等により「任意組合」又は「人格のない社団等」のいずれかに該当し、課税上の取扱いはそれぞれ、
 - ① 「任意組合」に該当する場合には、組合員たる個人に対して所得税等が課税される
 - ② 「人格のない社団等」に該当する場合には、集落営農組織に対して法人税等が課税されることとなります。
- 3 この点の基本的な事項については、「水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織の規約例及び課税の取扱いの周知について」(平成20年9月5日付け20経営第3288号農林水産省経営局経営政策課長通知)(以下「通知」といいます。)において整理し、お知らせしております(別添参照)。

(問 2) 集落営農組織が「任意組合」に該当する場合と「人格のない社団等」に該当する場合とでは、課税上どのような違いがありますか。

(答)

- 1 集落営農組織が「任意組合」に該当する場合には、集落営農組織自体には課税されず、組合員たる個人一人一人に対して次のような課税が行われます(通知の別紙1「集落営農組織の課税の取扱い一覧」を参照してください)。
 - ① 所得税 「任意組合」から分配を受けるべき利益等の額に対して課税
 - ② 消費税 「任意組合」の事業に係る資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、分配割合に応じて組合員が行ったものとされ、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合に課税
(注) 組合員が他に事業を行っている場合には、基準期間の課税売上高には当該事業に係る課税売上高を含む。
 - ③ 個人住民税 組合から分配を受けるべき利益等の額に対して課税

2 集落営農組織が「人格のない社団等」に該当する場合には、集落営農組織に対して次のような課税が行われます。

- ① 法人税 収益事業から生じた所得に対して課税
- ② 消費税 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合に課税
- ③ 法人住民税 収益事業を営む場合に課税
- ④ 事業税 収益事業により生じた所得に対して課税

また、集落営農組織から受けた給与・賃金や収益の分配金について、構成員たる個人に対して所得税及び個人住民税が課税されます。

（問3）どのような集落営農組織が「人格のない社団等」に該当し、どのような集落営農組織が「任意組合」に該当しますか。また、それぞれの規約の作成上、留意すべき点がありますか。

（答）

1 最高裁判例（昭和39年10月15日）によれば、「人格のない社団等」とは、

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④ その組織によって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

の要件をすべて満たす必要があります。

2 したがって、集落営農組織が「人格のない社団等」に該当する場合には、少なくともこれらの要件のすべてを満たす必要があり、これらの要件を満たさない集落営農組織は、「任意組合」に該当することになります。

3 具体的には、「人格のない社団等」又は「任意組合」それぞれの運営形態に応じた規約を定め、その規約に則した運営が行われることが必要です。

特に、

- ① 「人格のない社団等」にあっては、組織として財産の管理を行う旨を、
- ② 「任意組合」にあっては、組合の利益等をすべて組合員に分配する旨を、それぞれ規約に定めて運営する必要がありますので、留意してください。

4 また、「任意組合」にあっては、実際の運営において、

- ① 組合の利益等はすべて組合員ごとに按分して通知するとともに、
- ② 組合の純資産（資本）がある場合には、その純資産の持分をすべて組合員ごと

に確定する
ことが必要な点であることにも留意してください。

なお、規約の作成に当たっては、通知の別紙２「集落営農組織の規約例」を参考にしてください。

（問４）集落営農組織が「人格のない社団等」と「任意組合」のいずれに該当するかによって、農作業機械に係る利用料の徴収に関して会計処理や課税関係が異なるのでしょうか。

（答）

- １ 集落営農組織が「人格のない社団等」に該当する場合には、その農作業機械は集落営農組織の所有する資産になります。集落営農組織が構成員たる個人にその所有する農作業機械を貸し付けて利用料を徴収する場合には、その資産の貸付けは収益事業たる物品貸付業に該当しますので、それにより生じた所得に対して法人税が課税されます。
- ２ 一方、集落営農組織が「任意組合」に該当する場合には、その農作業機械は組合員たる個人が共同所有する資産になります。このような共同事業の性格上、その農作業機械の利用料を組合員から徴収することは想定されません。

（問５）「任意組合」と「人格のない社団等」において控除できる経費に違いがありますか。

（答）

- １ 集落営農組織が「任意組合」に該当する場合は、組合員たる個人一人一人が所得税の確定申告を行うこととなります。一方、集落営農組織が「人格のない社団等」に該当する場合は、集落営農組織が法人税の申告を行うこととなります。
- ２ したがって、「任意組合」の組合員たる個人は、所得税の申告につき収入金額から必要経費の額を控除して課税所得を計算し、「人格のない社団等」は、法人税の申告につき益金の額から損金の額を控除して課税所得を計算することとなります。
なお、それぞれの課税所得の計算に当たって、寄附金や交際費など、控除する必要経費の額と損金の額の計算につき異なる場合があります。

(問6)「任意組合」に該当していた集落営農組織が、「人格のない社団等」に該当することとなった場合の税務関係の留意点は何ですか。また、「人格のない社団等」に該当していた集落営農組織が、「任意組合」に該当することとなった場合の税務関係の留意点は何ですか。

(答)

- 1 一般的に、「任意組合」に該当していた集落営農組織が、「人格のない社団等」に該当することとなった場合には、
 - ① 所得税関係では、個人事業の開廃業等届出書を税務署に提出する
 - ② 消費税関係では、課税事業者には、事業廃止届出書を税務署に提出し、事業を清算して確定申告を行う
 - ③ 法人税・法人住民税関係では、収益事業を行う場合には、収益事業開始届出書を税務署などに提出するなどの対応が必要になると考えられます。

- 2 集落営農組織は、5年以内に農業生産法人化する計画を定めて、その達成に向けて経営改善等に取り組むものであることから、組合員から独立した団体としての運営を行う「人格のない社団等」に該当していた集落営農組織が「任意組合」に該当するということは通常想定されませんが、仮にそのようなことがあった場合には、
 - ① 法人税・法人住民税関係では、収益事業開始の届出をしている場合には、収益事業廃止届出書を税務署などに提出し、収益事業を廃止した事業年度について確定申告を行う
 - ② 消費税関係では、課税事業者の場合には、事業廃止届出書を税務署に提出し、確定申告を行う
 - ③ 所得税関係では、個人事業の開廃業等届出書を税務署に提出するなどの対応が必要になると考えられます。

(人格のない社団等関係)

(問7)「人格のない社団等」は、会社などの法人と同様の課税関係と聞いていますが、その法的な根拠は何ですか。

(答)

- 1 「人格のない社団等」については、法人税法上、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものと定義され（法人税法第2条第8号）、法人とみなして法人税法の規定を適用する（同法第3条）とされています。
- 2 なお、「人格のない社団等」については、他の企業との競争関係を重視して、収益事業を行う場合に限り、収益事業から生じた所得についてのみ課税することとされており（同法第7条）、一般の会社などの法人と同様の課税関係ではありません。

(問8)「人格のない社団等」に該当する集落営農組織で想定される収益事業はどのようなものがありますか。

(答)

- 1 収益事業とは、法人税法施行令第5条第1項に定める34の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいい（法人税法第2条第13号）、「人格のない社団等」に該当する集落営農組織が行う収益事業としては、例えば、物品販売業、製造業、請負業、物品貸付業などが想定されます。
- 2 生産した農作物をそのまま又は加工をした上で直接不特定又は多数の者に販売する行為は、収益事業たる物品販売業に該当します。なお、農作物（出荷のために最小限必要とされる簡易な加工をしたものを含みます。）をJAなどの特定の集荷業者に出荷・販売するだけの行為は、これに該当しません（法人税基本通達15-1-9）。
- 3 また、製造場、作業場等の施設を設け、自己の栽培等により取得した農作物等につき出荷のために最小限必要とされる簡易な加工の程度を超える加工をし、又はこれを原材料として物品を製造して卸売する行為は、収益事業たる製造業に該当します（同通達15-1-22）。
- 4 他の者から農作業を受託する行為は収益事業たる請負業に、他の者に農作業機械等を貸し付ける行為は物品貸付業に該当します。

（任意組合関係）

（問 9）「任意組合」に該当する集落営農組織が、交付金を受け取った場合の利益の分配はどのようにすればよいでしょうか。

（答）

- 1 「任意組合」に該当する集落営農組織が受け取った交付金は、通常は営業外収入として計上し、他の営業収入等と併せて組織の収入金額を構成することになり、この収入金額から経費等の金額を差し引いた利益等の金額を分配割合に応じて各組合員たる個人に分配することになります。
- 2 組合員たる個人に対する利益等の分配方法については、組合員の作業従事量、農地面積、出資金の額に応じるなど、それぞれの集落営農組織の実情に応じて決めるものですが、組織運営を円滑に進めるためには、予め総会で決定するとともに、継続性を確保することが適当です。

（問10）「任意組合」に該当する集落営農組織が、ＪＡに対して支払ったＪＡ出資金やＪＡから支払を受けたＪＡ事業利用配当の取扱いはどのようにすればよいでしょうか。

（答）

- 1 ＪＡへの出資金やＪＡ事業利用配当については、組合員に対する利益等の分配方法に従い、組合員ごとにその持分を確定することで、各組合員たる個人にその持分を帰属させる必要があります。
- 2 その場合、「任意組合」に該当する集落営農組織の会計処理においては、
 - ① ＪＡに金銭等を出資した際には、その金銭等の金額をＪＡ出資金等の勘定科目で資産の部に計上する
 - ② ＪＡから事業利用配当を受けたときに、その金額を、販売品に係るものであれば「売上高」に加算して利益に計上することになりますが、①、②とも、分配割合に応じて各組合員たる個人に帰属します。

(問11) 集落営農組織が「任意組合」に該当する場合、各組合員たる個人に対して出役に対応した「賃金」を支払うことができますか。

(答)

- 1 「任意組合」に該当する集落営農組織は、組織の利益等を各組合員の出役に応じて分配することは可能ですが、「任意組合」における共同事業の性格上、組合員に対して「賃金」を支払うことは想定されません。
- 2 なお、「任意組合」に該当する集落営農組織の利益等は、分配割合に応じて各組合員たる個人に帰属することになりますので、仮に名目上「賃金」として支払われた部分が合ったとしても、その部分の金額は原則として利益等の分配に含めることになります。

(問12) 「任意組合」に該当する集落営農組織の事業年度が、例えば、平成20年3月から平成21年2月までの期間であり、総会を平成21年3月中旬に開催した場合、組合員たる個人に対する利益等の分配通知が農業者の確定申告時期に間に合いません。この場合、どのように対応すれば良いのでしょうか。

(答)

- 1 各組合員の事業に係る利益の額又は損失の額は、その年分の各種所得金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するのが原則です。
ただし、組合事業に係る損益を毎年1回以上一定の時期において計算し、かつ、当該組合員への個々の損益の帰属が当該損益発生後1年以内である場合には、当該任意組合の組合事業の計算期間を基として計算し、当該計算期間の終了する日の属する年分の各種所得金額の計算上総収入金額又は必要経費に算入することが認められています（所基通36・37共－19の2）。
- 2 したがって、お尋ねのケースについては、平成20年3月から平成21年2月までの事業年度における組合事業に係る利益等の額は、組合員たる個人の平成21年分の所得税の計算に含め、平成22年の確定申告時期に申告を行うことが認められています。
- 3 なお、組合事業の計算期間と個人の所得税の計算期間を一致させるため、「任意組合」に該当する集落営農組織の多くは、事業期間を1月～12月としているようです。

(問13) 集落営農組織の預金口座に一定の運営資金を確保しておきたいのですが、「任意組合」に該当する集落営農組織は、組織の利益等のすべてを組合員たる個人に現金で分配する必要があるのでしょうか。

(答)

- 1 「任意組合」に該当する集落営農組織の利益等は、すべて各組合員に帰属しますので、集落営農組織の会計処理上、剰余金は発生しません。
- 2 ただし、集落営農組織は、利益等を実際に払い出す必要は必ずしもありません。
集落営農組織がその利益等の一部ないし全部を各組合員に支払わない場合には、各組合員に対して分配割合に応じて利益等の全額を分配すること及び払い出さなかった金額を各組合員の出資金として会計処理を行うことを合わせて通知することになります。
この場合も、組織の利益等の全額が分配割合に応じて各組合員に帰属しますので、各組合員は払い出されなかった金額についても分配を受けるべき利益等に含めて計算を行う必要があります。
- 3 なお、集落営農組織の出資金は、各組合員に対して分配するものではありませんので、集落営農組織が利益等のすべてを各組合員に対して実際に支払った場合であっても、損失が生じているようなときを除き、集落営農組織には出資金相当額が残ることになります。

(問14) 「任意組合」に該当する集落営農組織の組合員たる個人が組織から受け取るもののうち、事業所得又は雑所得に該当するのは具体的にどのようなものですか。また、集落営農組織が解散する場合はどうなりますか。

(答)

- 1 「任意組合」に該当する集落営農組織から組合員に対して支払われるものは、農業により得られた利益と考えられますので、基本的には事業所得に該当することになりますが、例えば、集落営農組織が取引先、使用人以外の者に資金を貸し付けて得た利子などは、原則として雑所得に該当することになります。また、通常の組織運営では想定されませんが、集落営農組織の組合員たる個人が共同所有している農業用機械の売却益などは、譲渡所得に該当することになります。
- 2 ただし、集落営農組織の事業で生じた利益の額又は損失の額を分配割合に応じて各組合員たる個人に按分する場合（いわゆる「純額方式」）による計算を行っている

場合)には、当該組織の主たる事業、すなわち、集落営農組織の場合は農業が主たる事業であることから、すべて事業所得に該当することになります(所得税基本通達36・37共-20の(3))。

- 3 なお、「任意組合」に該当する集落営農組織では、毎年、組織運営上生じた利益等をすべて各組合員に分配することになりますので、組織の解散によって組合員たる個人に支払われるもののうち、出資の返還に係る部分については課税関係は生じず、その他の部分については基本的には事業所得に該当することになると考えられます。

(問15)「任意組合」に該当する集落営農組織が、消費者等に対する直接販売を実施した場合、また、集落営農組織の組合員以外の農家から農作業の受託をした場合の課税関係はどうなりますか。

(答)

- 1 「任意組合」に該当する集落営農組織が、農産物をJAなどの特定の集荷業者に出荷・販売することのほかに、不特定又は多数の消費者に直接販売したり、組織の組合員以外の農家から農作業の受託をしたりしても、任意組合の収入となることに変わりありません。
- 2 したがって、これらにより得た収入も、他の事業による収入と併せて集落営農組織の収入金額となり、この収入金額から経費等の金額を差し引いた利益等の金額を組合員にすべて分配し、組合員たる個人が所得税の申告をすることになります。

(その他)

(問16) 当集落営農は法人化して農事組合法人として運営しています。水田・畑作経営所得安定対策の「過去の生産実績に基づく交付金」(固定払交付金)を受領したことにより生じた剰余金の分配は、従事分量配当として扱い、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入してもよいですか。

(答)

- 1 農事組合法人(法人税法上、協同組合等に該当するものに限ります。)において、従事分量配当として組合員が事業に従事した程度に応じて分配する金額は、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することになります(法人税法第60条の2)。従事分量配当の対象となる剰余金については、法人税基本通達14-2-2で示されているとおり、農業経営により生じた剰余金に限られ、固定資産の処分等により生じた剰余金は対象外とされています。
- 2 固定払交付金については、一定の農業経営を行うことを要件(法人の場合、認定農業者であって一定の経営規模を有するもの)として交付されるものであることから、交付金は農業経営によって得られた収入に該当します。したがって、固定払交付金も従事分量配当の対象とし、法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができます。
- 3 なお、固定払交付金は、農産物の販売によって実現する収益ではないため、損益計算書上、「営業収益」ではなく、「営業外収益」の区分に表示するのが一般的です。このため、「営業外収益」に区分される固定資産の処分等により生じた剰余金と同様に、固定払交付金を受領したことにより生じた剰余金も従事分量配当の対象としないとの解釈をする向きがあります。しかしながら、あくまでも、従事分量配当の対象となるかどうかは、農業経営から生じたものであるか否かによって判断するものであり、損益計算書における区分により判断するものではありません。

(別添)

20 経 営 第 3 2 8 8 号
平成 20 年 9 月 5 日

地方農政局生産経営流通部長 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 北海道農政事務所長 北海道農政部長 全国担い手育成総合支援協議会会長	}	殿
---	---	---

(農林水産省) 経営局経営政策課長

水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織の規約例及び課税
の取扱いの周知について

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の対象となる集落営農組織（特定農業団体及び特定農業団体と同様の要件を満たす組織をいう。以下同じ。）については、水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知。以下「実施要領」という。）の規定等に基づき、所定の事項が定められ、かつ、所定の基準に適合する規約を作成し、その規約に則した組織運営を行う必要がある。

一方、集落営農組織は、その運営実態等により、「任意組合」又は「人格のない社団等」のいずれかの形態に分類されることになり、その分類によって、別紙1「集落営農組織の課税の取扱い一覧」のとおり、課税の取扱いが異なることとなること等から、集落営農組織の運営上参考となる一定の考え方を示しつつ、将来的に農業生産法人へと計画的かつ効率的に経営発展していけるよう指導していくことが必要である。

このため、関係方面とも相談しながら、集落営農組織の運営形態に応じた規約の作成上留意すべき事項、組織運営上留意すべき事項等を下記のとおり取りまとめるとともに、これらに留意した集落営農組織の規約例を作成したので、御了知の上、関係機関を通じた集落営農組織への指導が図られるよう周知されたい。

なお、この件をはじめ、集落営農の組織運営、会計処理等に関して、関係機関等からの問い合わせがあった場合には、随時取りまとめ（様式適宜）の上、当課まで連絡されたい。

管内の各地方農政事務所に対しては、貴職から周知されたい。

記

1 集落営農組織の規約の作成上留意すべき事項

(1) 集落営農組織は、実施要領第3の1の(2)のウ等に基づき、目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項、総会の議決方法、農用地の利用及び管理に関する事項並びに農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関する事項が定められ、かつ、構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと、代表者についてその選任手続を明らかにしていること、総会の議決事項について規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること並びに総会の議決事項について構成員の参加を不当に差別していないことの基準に適合する規約を作成する必要がある。

(2) また、集落営農組織は、その運営実態等により、「任意組合」又は「人格のない社団等」のいずれかの形態に分類され、それぞれ課税の取扱いも異なることから、いずれかの運営形態に応じた規約を作成する必要がある。

(3) この場合、「人格のない社団等」に分類される集落営農組織は、最高裁判例（昭和39年10月15日）によれば、少なくとも、

- ① 団体としての組織を備えていること
- ② 多数決の原則が行われていること
- ③ 構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続すること
- ④ その組織によって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

の要件のすべてを満たすことが求められることになると考えられ、これらの要件を満たせない組織については、「任意組合」に分類されることになり、民法（明治29年法律第89号）第667条から第688条までの規定等を踏まえた組織運営が求められることになると思われる。

上記を踏まえ、「任意組合」又は「人格のない社団等」それぞれの運営形態に応じた規約を具体的に例示すれば、別紙2「集落営農組織の規約例」のとおりである。

2 集落営農組織の組織運営上留意すべき事項

集落営農組織は、上記1の(3)に留意して作成した規約に基づき運営されることになるが、特に、「任意組合」として運営していくことを選択した組織については、「利益等の分配」について、次の点に留意した対応を行うことが適当である。

- ① 組織の利益等について、組織の組合員ごとに按分して通知しており、すべて組織の組合員のものとして取り扱っていること。
- ② また、組織の純資産（資本）がある場合には、その持分を組織の組合員ごとに確定しており、すべて組織の組合員のものとして取り扱っていること。

3 集落営農組織に対する指導

(1) 集落営農組織については、平成19年度からの水田・畑作経営所得安定対策の導入を契機に設立されたものがほとんどである。

こうした中で、集落営農組織については、これまでの間、全国農業団体等により「任意組合」を基本とした組織化の指導が行われており、また、その組織の運営実態等の事例把握を行った結果、把握したほとんどの組織について、「任意組合」としての考え方による組織運営が行われていた状況にはある。

しかしながら、集落営農組織全体に対しては、行政側から具体的な課税の取扱いを踏まえた組織化や組織運営に係る十分な指導は行われていない。

このため、今後は、本通知の内容について、関係機関をはじめ、各集落営農組織に対して十分な周知を図るとともに、各集落営農組織が自らの経営判断により「任意組合」又は「人格のない社団等」の運営形態に応じた規約を作成し、その規約に則した適切な運営を図り、適切な税務申告が行われるよう指導を徹底していくことが必要である。

- (2) なお、本通知で示す内容については、「任意組合」又は「人格のない社団等」として運営上求められると考えられる原則的な考え方を例示したものであり、各集落営農組織がこれらの形態のどちらに分類されるかについては、規約及びそれに基づく実際の運営実態等を総合的に勘案して判断されることになる点に留意する必要がある。

集落営農組織の課税の取扱い一覧

	任意組合 (組合は課税の対象外であり、組合員が課税の対象)		人格のない社団等 (組織及び構成員が課税の対象)	
	組 合	組 合 員	組 織	構 成 員
所得税	—	組合から組合員が分配を受けるべき利益等の額は、各組合員の事業所得又は雑所得。 ○ 総合課税 ○ 税率 5 %～40 %	—	① 組織から構成員に対して支払われた給与・賃金の額は、各構成員の給与所得。 ○ 総合課税（人格のない社団等に源泉徴収義務あり） ○ 税率 5 %～40 % ② 収益の分配金は雑所得。 ○ 総合課税 ○ 税率 5 %～40 % ③ 解散による清算分配金又は脱退による持分の払戻金は一時所得。 ○ 総合課税 ○ 税率 5 %～40 %
法人税	—	—	収益事業から生じた所得のみ申告。 ○ 課税標準＝収益事業に係る益金－収益事業に係る損金 ○ 税率 800万円以下の金額 22 % 800万円超の金額 30 %	—
消費税・地方消費税	—	組合の事業に係る資産の譲渡等及び課税仕入れ等については、組合員が損益分配割合に応じて資産の譲渡等及び課税仕入れ等を行ったものとして取り扱われ、基準期間（前々年）の課税売上高（組合員が他に事業を行っている場合には当該	基準期間（前々事業年度）の課税売上高が1,000万円を超える組織は申告。 ○ 消費税額（同左） ○ 地方消費税（同左）	組織から構成員に対して支払われた給与・賃金、収益の分配金は不課税。

		事業に係る課税売上高を含む。) が1,000万円を超える組合員は申告。 ○ 消費税額＝課税売上高（税抜き）×4%－課税仕入高×4/105 ○ 地方消費税＝消費税額×25%（消費税率に換算して1%相当）		
個人住民税	—	組合から組合員が分配を受けるべき利益等の額について各組合員が申告。 ○ 均等割 都道府県民税 1,000円 市町村民税 3,000円 ○ 所得割（課税標準＝所得） 都道府県民税 4% 市町村民税 6%	—	組織から給与・賃金等の支払いを受けた構成員は申告（税額等は同左）。
法人住民税	—	—	収益事業を営む場合に限り申告（ただし、均等割を除く）。 ○ 均等割（標準税率） 都道府県民税 20,000円 市町村民税 50,000円 ○ 法人税割（課税標準＝法人税額） 都道府県民税 5% 市町村民税 12.3%	—
事業税	—	○ 非課税	収益事業を営む場合に限り申告。 ○ 課税標準＝所得 ○ 税率 400万円以下の金額 5% 400万円超800万円以下の金額 7.3% 800万円超の金額 9.6%	—

集落営農組織の規約例

任意組合用	人格のない社団等用
〇〇〇〇〇集落営農組合規約 (目的) 第1条 この組合は、農作業の受託を通して組合員の効率的かつ安定的な農業経営の実現及び地域における農用地の利用の集積を図るとともに、農業生産法人化計画に定めた計画事項を実施することにより、地域農業の担い手として発展していくことを目的とする。 (名称) 第2条 この組合は、「〇〇〇〇〇集落営農組合」とする。 (事務所の所在) 第3条 この組合の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。 (事業) 第4条 この組合は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 農作業の受託に関する計画の作成及び実施 (2) 施設・機械等の導入、利用及び管理 (3) 農作業の受託に係る生産資材の購入 (4) 農作業の受託に係る農産物の販売 (5) 農業共済への加入 (6) その他第1条の目的の達成に必要な事業 (農用地の利用の集積を図る区域) 第5条 この組合が農用地の利用の集積を図る区域は、〇〇〇町大字〇〇〇地区（別紙地図参照）とする。 (組合員の資格) 第6条 この組合の組合員の資格を有する者は、この組合が農用地の	〇〇〇〇〇集落営農組織規約 (目的) 第1条 この組織は、農作業の受託を通して構成員の効率的かつ安定的な農業経営の実現及び地域における農用地の利用の集積を図るとともに、農業生産法人化計画に定めた計画事項を実施することにより、地域農業の担い手として発展していくことを目的とする。 (名称) 第2条 この組織は、「〇〇〇〇〇集落営農組織」とする。 (事務所の所在) 第3条 この組織の事務所は、〇〇〇町大字〇〇字〇〇〇〇〇番地に置く。 (事業) 第4条 この組織は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 農作業の受託に関する計画の作成及び実施 (2) 施設・機械等の導入、利用及び管理 (3) 農作業の受託に係る生産資材の購入 (4) 農作業の受託に係る農産物の販売 (5) 農業共済への加入 (6) その他第1条の目的の達成に必要な事業 (農用地の利用の集積を図る区域) 第5条 この組織が農用地の利用の集積を図る区域は、〇〇〇町大字〇〇〇地区（別紙地図参照）とする。 (構成員の資格) 第6条 この組織の構成員の資格を有する者は、この組織が農用地の

利用の集積を図る区域である〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

(加入)

第7条 この組合の組合員になろうとする者は、この組合の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

- 2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、組合員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに組合員となる。
- 5 組合員の死亡又は経営移譲により、その組合員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組合に加入の申し込みをし、組合がこれを承諾したときは、その者がその組合員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第8条 組合員は、この組合に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

- 2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第9条 組合員は、この組合の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の組合員に移転した場合は、この組合を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた組合員は脱退する組合員の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項にかかわらず、組合員は、〇日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終期においてこの組合を脱退することができる。
- 3 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の純資産（資産の総額から負債の総額を控除した額）が出資の総額に満たないときは、各組

利用の集積を図る区域である〇〇〇地区内に農用地の所有権又は使用収益権を有する者とする。

(加入)

第7条 この組織の構成員になろうとする者は、この組織の事業に供しようとする農用地の面積を記載した加入申込書をこの組織に提出しなければならない。

- 2 この組織は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。
- 3 この組織は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を加入申込者に通知し、出資の払い込みをさせるとともに、構成員名簿に記載するものとする。
- 4 加入申込者は、前項の規定による出資の払い込みをしたときに構成員となる。
- 5 構成員の死亡又は経営移譲により、その構成員の持分の払戻請求権の全部を取得した者が、この組織に加入の申し込みをし、組織がこれを承諾したときは、その者がその構成員の持分を取得したものとみなす。

(出資)

第8条 構成員は、この組織に対し〇〇当たり〇〇円の出資をするものとする。

- 2 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(脱退)

第9条 構成員は、この組織の事業に供する農用地の所有権又は使用収益権を他の構成員に移転した場合は、この組織を脱退することができる。この場合において、農用地の所有権又は使用収益権の移転を受けた構成員は脱退する構成員の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項にかかわらず、構成員は、〇日前までにその旨を書面をもってこの組織に予告し、当該事業年度の終期においてこの組織を脱退することができる。
- 3 構成員が脱退した場合には、構成員のこの組織に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の純資産（資産の総額から負債の総額を控除した額）が出資の総額に満たないときは、各構

合員の出資額に応じた純資産)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、組合が債務超過の場合には、持分に応じた債務を負担しなければならない。

(注)「任意組合」として運営する場合には、民法等の規定を踏まえ、組合の債務は、組合員が連帯して負担することを旨とする規定を定める(上記下線部の規定ぶりのほか、脱退はできるが、脱退前に生じた組合の債務は脱退後も責任を負う旨の規定ぶりとする可)。

なお、「人格のない社団等」として運営する場合には、組織の債務は、原則として構成員の出資の範囲で負う(有限責任)ことになる。

4 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

5 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第10条 組合員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の組合員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が組合長以外の者である場合は組合長から、除名された者が組合長の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組合の役員)

第11条 この組合の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 組合長 1名
- (2) 副組合長 1名

成員の出資額に応じた純資産)を限度として持分を払い戻すものとする。

4 脱退した構成員が、この組織に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

5 構成員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 構成員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けたこと
- (4) 除名

(除名)

第10条 構成員が本規約に違反する等、正当な事由があるときは、総会において他の構成員の一致により、これを除名することができる。

2 前項の場合、除名の効力は、除名された者が代表以外の者である場合は代表から、除名された者が代表の場合は〇〇〇から、それぞれ除名された者に対してなされた通知が到達した時点をもって発生するものとする。

(組織の役員)

第11条 この組織の業務を円滑に遂行するため、次の役員及びこれらの役員で構成する役員会を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名

- (3) 会計担当 1名
- (4) 監事 1名
- 2 組合長は、この組合を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組合事務を処理する。
- 3 副組合長は、組合長を補佐し、組合長に事故あるときは、この職務を代理する。
- 4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組合の会計に関する業務を処理する。
- 5 監事は、この組合の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。
- 6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員の選出)

第12条 役員の選出は、総会における組合員の互選による。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

- 第14条 総会は、毎年1回開催する。組合員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、組合員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
 - 3 総会の議決権は組合員1人1票とし、総会の議事は、組合員総数の議決権の過半数でこれを決する。

(注)「任意組合」として運営する場合には、民法等の規定を踏まえ、総会の議決は、「組合員総数の議決権の過半数」を必要とする規定とする。一方、「人格のない社団等」として運営する場合には、「構成員総数の議決権の過半数」や「出席者の議決権の過半数」など、多数決の原則に則った規定とする。

- 4 組合員の除名については、除名しようとする者を除いた他の組合員の一致により、これを決する。

- (3) 会計担当 1名
- (4) 監査役 1名
- 2 代表は、この組織を代表し、本規約、総会の議決及び役員会の決定事項に従い組織事務を処理する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、この職務を代理する。
- 4 会計担当は、会計帳簿の作成等、この組織の会計に関する業務を処理する。
- 5 監査役は、この組織の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総会に報告する。
- 6 役員会の運営方法等については、別に定める。

(役員の選出)

第12条 役員の選出は、総会における構成員の互選による。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び議決方法)

- 第14条 総会は、毎年1回開催する。構成員の3分の2以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は、構成員の過半数が出席しなければ、議決することができない。この場合において、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。
 - 3 総会の議決権は構成員1人1票とし、総会の議事は、構成員総数の議決権の過半数でこれを決する。

- 4 構成員の除名については、除名しようとする者を除いた他の構成員の一致により、これを決する。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 主たる農業従事者の特定及びその者の目標農業所得額の設定
- (6) 農業生産法人化計画の決定又は変更
- (7) 農用地利用集積目標の決定又は変更
- (8) 利益の配分基準
- (9) 経費の賦課及び徴収方法
- (10) 借入金の償還計画
- (11) 役員の選任及び解任
- (12) 組合への加入及び脱退
- (13) 組合員の除名
- (14) 組合の財産処分
- (15) その他組合の運営に必要な事項

(債務の負担)

第16条 この組合の債務は、組合員が連帯責任においてこれを負うものとする。

(注)「任意組合」として運営する場合には、民法等の規定を踏まえ、組合の債務は、組合員が連帯して負担することを旨とする規定を定める。

(利益等の分配)

第17条 この組合の利益等は、すべて組合員に対して分配するものとする。

(注)「任意組合」として運営する場合には、最高裁判例を踏まえ、組合の利益等は「すべて組合員に対して分配する」ことを旨とする規定を定める。

(総会の議決事項)

第15条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 主たる農業従事者の特定及びその者の目標農業所得額の設定
- (6) 農業生産法人化計画の決定又は変更
- (7) 農用地利用集積目標の決定又は変更
- (8) 利益の配分基準
- (9) 経費の賦課及び徴収方法
- (10) 借入金の償還計画
- (11) 役員の選任及び解任
- (12) 組織への加入及び脱退
- (13) 構成員の除名
- (14) 組織の財産処分
- (15) その他組織の運営に必要な事項

(剰余金の処分)

第16条 剰余金は、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(注)「人格のない社団等」として運営する場合には、最高裁判例を踏まえ、組織として財産の管理を行うことを明確にする旨の規定を定める。

組合の利益等の分配を行う場合における組合員の所得の計算については、所得税基本通達36・37共－20（任意組合の事業に係る利益等の額の計算）に従うことになる。なお、組合の利益等の分配の方法については、作業量、農地面積に応じるなど、組合によって対応は異なる。

（事業年度）

第18条 この組合の運営及び会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

（経理）

第19条 この組合は、組合名義の口座を設け、組合の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

2 組合名義による農産物の販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。

3 組合員に対する利益の配分は、組合の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

（作付作物の栽培計画の説明）

第20条 この組合は、この組合に農作業を委託した者に対して、毎年、作付作物の栽培計画等を説明するものとする。

（農用地の利用及び管理）

第21条 この組合は、第5条で定めたこの組合が農用地の利用の集積を図る区域内において農用地の利用の集積を行い、農用地利用集積目標計画書に定められた農用地利用集積目標の達成を図るものとする。

2 この組合は、農作業を受託した農用地について農作業の効率化に努めるとともに、組合員と協力して農用地の適切な管理に努めるものとする。

（農業機械及び施設の利用及び管理）

第22条 この組合は、農業機械及び施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努め

（事業年度）

第17条 この組織の運営及び会計年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日とする。

（経理）

第18条 この組織は、組織名義の口座を設け、組織の事業に係る収入及び支出の管理を行うものとする。

2 組織名義による農産物の販売収入、〇〇〇の交付金は、この口座を振込先とするものとする。

3 構成員に対する利益の配分は、組織の事業に必要な経費を控除し、総会で決められた利益の配分基準により、この口座から支出されるものとする。

（作付作物の栽培計画の説明）

第19条 この組織は、この組織に農作業を委託した者に対して、毎年、作付作物の栽培計画等を説明するものとする。

（農用地の利用及び管理）

第20条 この組織は、第5条で定めたこの組織が農用地の利用の集積を図る区域内において農用地の利用の集積を行い、農用地利用集積目標計画書に定められた農用地利用集積目標の達成を図るものとする。

2 この組織は、農作業を受託した農用地について農作業の効率化に努めるとともに、構成員と協力して農用地の適切な管理に努めるものとする。

（農業機械及び施設の利用及び管理）

第21条 この組織は、農業機械及び施設の利用に当たっては、効率的作業となるよう計画的に行うとともに、善良な維持管理に努め

るものとする。 (生産調整対策の適切な実施) 第23条 この組合は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から、生産調整対策を適切に実施するものとする。 (農業生産法人化計画) 第24条 この組合は、農業生産法人化計画に即し、当該計画に定めた予定年月日までに農業生産法人化を図るものとする。 (解散) 第25条 この組合の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において組合員総数の議決権の過半数の議決を経て、農業生産法人化計画に基づき設立される農業生産法人に引き継ぐものとする。 (注)「任意組合」として運営する場合には、民法等の規定を踏まえ、総会の議決は、「組合員総数の議決権の過半数」を必要とする規定とする。一方、「人格のない社団等」として運営する場合には、「構成員総数の議決権の過半数」や「出席者の議決権の過半数」など、多数決の原則に則った規定とする。 2 この組合の解散の時ににおける残余財産は、前項の規定による引継財産を除いて、各組合員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。 (細則) 第26条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。 (附則) この規約は、○年○月○日から施行する。	るものとする。 (生産調整対策の適切な実施) 第22条 この組織は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る観点から、生産調整対策を適切に実施するものとする。 (農業生産法人化計画) 第23条 この組織は、農業生産法人化計画に即し、当該計画に定めた予定年月日までに農業生産法人化を図るものとする。 (解散) 第24条 この組織の解散の時に有する財産（負債を含む。）は、総会において構成員総数の議決権の過半数の議決を経て、農業生産法人化計画に基づき設立される農業生産法人に引き継ぐものとする。 2 この組織の解散の時ににおける残余財産は、前項の規定による引継財産を除いて、各構成員の解散の時の持分の割合により配分するものとする。 (細則) 第25条 この規約に定めるもののほか、業務の執行、会計その他に関し必要な事項は、細則でこれを定めるものとする。 (附則) この規約は、○年○月○日から施行する。
---	--

(注) この規約例は参考であり、実際に作成する場合の記載内容は、それぞれの集落営農組織によって異なる。